

○奈良県警察機関誌運営要綱（昭和43年2月20日例規第4号）

[沿革] 昭和54年3月例規第9号、56年11月第25号、59年12月第26号、62年3月第18号、平成元年5月第28号、10月第49号、4年5月第28号、7年12月第74号、17年7月第16号、20年3月第25号、29年12月第31号改正

第1 趣旨

この要綱は、奈良県警察機関誌（以下「機関誌」という。）の編集、発行等の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 機関誌の発行目的

奈良県警察職員の一般的な教養を高め良識のかん養に資するとともに、職員相互間の親ばく、融和を図ることを目的とする。

第3 機関誌の名称及び発行回数

機関誌の名称を「むれしか」とし、原則として毎月1回発行する。

第4 編集委員会の設置

機関誌の編集企画方針の決定機関として「むれしか」編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第5 委員会の構成

1 委員会は、委員長、副委員長、常任委員及び所定の委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長、常任委員及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 警務部長

(2) 副委員長 警務部参事官

(3) 常任委員 警務課長、教養課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、奈良警察署長、高田警察署長、五條警察署長

(4) 委員

ア 本部委員 次席、副所長、副隊長、副校長

イ 警察署委員 副署長又は次長

ウ 指名委員 委員長が指名する者

第6 委員長等の任務

1 委員長の任務

(1) 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(2) 委員長は、委員会の会議を招集する。

(3) 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員の任務

委員は、機関誌の編集企画の向上、充実を図り、所属における取材及びモニターとしての活動を行う。

第7 会議

- 1 委員会の会議を、総会及び常任委員会とする。
- 2 総会は、年1回以上開催し、基本方針を決定し、重要事項を協議する。
- 3 常任委員会の会議は、必要に応じて開催し、具体的事項を協議する。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に常任委員以外の委員を参加させることができる。

第8 編集兼発行人

- 1 機関誌の編集兼発行人は、教養課長とする。
- 2 発行人は、委員長の命をうけ、機関誌の編集及び発行に関する次の業務を行う。
 - ア 原稿、資料の収集及び編集に関する事項
 - イ 発行予算に関する事項
 - ウ 委員会等開催に関する事項
 - エ 警察機関誌連絡協議会との協調に関する事項
 - オ その他機関誌の発行に関する事項

第9 配布

- 1 機関誌は、奈良県警察職員のほか、警友会員、その他個人の希望者で委員長が必要と認めたものに有料配布する。
- 2 機関誌への投稿者及び警察広報協力者で、委員長が必要と認めた部外者には、無料配布することができる。

第10 発行経費

機関誌の発行経費は、購読者から実費を徴収する。